

茅ヶ崎市保健所・保健センター新築設計業務委託  
設計者評価要領

1 趣旨

本要領は、茅ヶ崎市保健所・保健センター新築設計業務委託プロポーザル実施要領に定めることのほか設計者を選定及び特定する事務に必要な事項について定めるものとする。

2 評価方法

プロポーザル応募要領 4. 参加表明書及び技術提案書の提出、5. プレゼンテーション及びヒアリング、6. 評価基準に基づき次のように評価を行う。

- (1) 設計者の特定は、本要領に基づいて一次評価及び二次評価を行い、茅ヶ崎市保健所・保健センター新築設計業務委託プロポーザル選考会議において、選考会議各委員の協議により委託候補者1者及び次席者1者を特定する。
- (2) 客観評価（資格、技術力）は、本要領に基づき、事務局で評価を行い、選考会議に提出する。
- (3) 主観評価（業務実施方針・手法）は、評価項目毎に各委員が評価を行い、選考会議の評価は、各委員の評価点の合計とする。

3 評価要領

(1) 参加資格

茅ヶ崎市が実施するプロポーザル方式による設計者の特定に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する単体企業とします。

- 1) 令和5・6年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿に営業種目「建築設計」の登録業種で登録が認定されている者であること。
- 2) 神奈川県内に本社又は本店を有する者若しくは茅ヶ崎市内に受任地を有する者。
- 3) 参加表明書及び技術提案書を提出するものは、当該事務所において、平成20年4月1日以降に、次に該当する業務実績があること。

公共施設で延べ面積2,000㎡以上の建物

- 4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- 5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- 6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に該当しない者であること。
- 7) 指名停止若しくは指名保留を受けていない者であること。
- 8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- 9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く）であること。
- 10) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(2) 業務実施上の条件

次の条件をすべて満たすこと。

- 1) 分担業務分野の再委託の制限  
主たる分担業務分野（建築（意匠）分野）を再委託しないこと。
- 2) 配置予定技術者の条件
  - ア 管理技術者は、一級建築士であること。
  - イ 管理技術者及び建築（意匠）主任技術者は、参加表明者の組織に所属していること。
  - ウ 管理技術者及び記入を求める各主任技術者は、それぞれ1名であること。
  - エ 管理技術者が記入を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記入を求める建築（意匠）主任技術者が、記入を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。

注：※1 「管理技術者」とは「茅ヶ崎市建築設計業務委託契約約款」第16条の定義による。

茅ヶ崎市建築設計業務委託契約約款 抜粋  
(管理技術者)

- 第16条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
  - 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

※2 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

※3 分担業務分野の分類は、下記による。

なお、提出者において新たな分担業務分野を追加する場合は、参加表明書及び技術提案書の提出において（様式7）に従い、新たに追加する分担業務分野の具体的な業務内容及び分野を追加する理由等明確にすること。

ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わない。

また、次の分担業務分野を分割して新たな分野として設定はできない。

分担業務分野	業務内容
建築（意匠）	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
建築（構造）	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

オ 建築（構造）分野、電気設備分野、機械設備分野において、提出者又は再委託先の協力事務所（以下「協力事務所」という。）が、他の提出者の協力事務所となっていないこと。

- (3) 参加に対する制限  
参加表明者の重複参加は認めない。

#### 4 一次評価（参加表明書及び技術提案書の評価）

提出された参加表明書及び技術提案書をもとに次の項目を評価する。

評価項目	評価の着目点				評価点		
	判断基準				小計		
客観評価	(1) 事務所の評価	技術職員数 (ア) (I)	技術職員数を評価する			6.0	27.0
		有資格者数 (ア) (II)	有資格者数を評価する			6.0	
		同種・類似業務の実績 (イ)	実績の規模、件数について評価する			15.0	
	(2) 配置技術者の資格	専門分野の技術者資格 (ア)	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する	主任技術者	建築 (意匠)	3.0	15.0 (+12.0)
					建築 (構造)	4.0	
					電気設備	4.0	
					機械設備	4.0	
	(3) 配置技術者の技術力	同種又は類似業務の実績(実績の有無及び件数、携わった立場) (ア)	次の順で評価する①同種業務の実績がある②類似業務の実績がある(上記①、②に加え携わった立場も評価する)	管理技術者		12.0	42.0
				主任技術者	建築 (意匠)	9.0	
					建築 (構造)	9.0	
電気設備					6.0		
機械設備		6.0					
経験年数 (イ)		実務経験年数を評価する	管理技術者		6.0	16.0	
			主任技術者	建築 (意匠)	3.0		
				建築 (構造)	3.0		
	電気設備			2.0			
機械設備	2.0						
主観評価 (書類)	(4) 業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容より総合的に判断を行う)	業務の実施方針 (ア)	①業務への取組体制		5.0	440  評価点 (55.0) × 委員数 (8)	
			②基本理念針を実現する方法		15.0		
			③設計上の配慮事項		10.0		
	業務の理解度 (イ)	業務内容、業務背景、手続の理解が高い場合に優位に評価する			5.0		
	特定テーマに対する技術提案 (イ)	特定テーマについて、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、創造性(工学的知見に基づく創造的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する			20.0 (4テーマ合計)		
合計					540 (552)		

## 客観評価

### (1) 事務所の評価【27.0 点】

#### (ア) 事務所の評価【12.0 点】

##### (Ⅰ) 技術職員数【6.0 点】

技術職員数の評価は下記による。

技術職員数(人)	評価点
50～	6.0
20～49	3.0
～19	1.0

##### (Ⅱ) 有資格者数【6.0 点】

有資格者数の評価は下記による。

有資格者数(人)	評価点
50～	6.0
20～49	3.0
～19	1.0

#### (イ) 事務所の実績【15.0 点】

同種又は類似業務の実績（実績の有無及び件数）

平成20年4月1日以降の同種又は類似の業務実績について、1件当たり配点3点として、実績ごとに評価のウェイトを乗じたものの合計とする。

実績	評価のウェイト
①同種業務	1.0
②類似業務	0.5
③実績なし	0.0

### (2) 配置技術者の資格【15.0 点】 + 【加点分 12.0 点】

#### (ア) 各分野の主任技術者【15.0 点】 + 【加点分 12.0 点】

下表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価点
建築（意匠）	一級建築士	3.0
	二級建築士	1.5
	木造建築士	1.0
建築（構造）	構造設計一級建築士	4.0
	一級建築士	2.0
	二級建築士	1.0
	木造建築士	0.5
電気	設備設計一級建築士	4.0
	一級建築士、建築設備士、技術士	2.0
	一級電気工事施工管理技士	1.0
	二級電気工事施工管理技士	0.5
機械	設備設計一級建築士	4.0
	一級建築士、建築設備士、技術士	2.0
	一級管工事施工管理技士	1.0
	二級管工事施工管理技士	0.5

※1 各技術者において「CASBEE 建築評価員」を所持している場合は、各評価点に

「1.5」を加算するものとする。

※2 各技術者において「技術士（都市及び地方計画）」を所持している場合は、各価点に「1.5」を加算するものとする。

※3 令和5年4月1日現在、各技術者において「手持業務件数」が無い場合は「0」、1件の場合は「-0.5」、2件以上の場合は「-1」を加算するものとする。

(3) 配置技術者（管理技術者、各主任技術者）の技術力【58.0点】

(ア) 同種又は類似業務の実績の有無【42.0点】

【配点：管理4点/件、意匠・構造3点/件、電気・機械2点/件】

過去の実績3件を下記により評価する。同種又は類似業務の実績が無い場合は0点とする。

①同種業務＝1.0、類似業務＝0.3とする。

②携わった立場＝下表による。

過去の実績での立場	管理技術者の実績評価の場合	主任技術者の実績評価の場合
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0(※)
主任技術者又はこれに準ずる立場	0.4	1.0
担当技術者の立場	0.2	0.4

※ 当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。各実績ごとに①×②を算出し、これを評価点に乗じたものを合計とする。（なお、評価点は3件の合計点となっている。）

(イ) 経験年数【16.0点】

【配点：管理6点/人、意匠・構造3点/人、電気・機械2点/人】

経験年数の評価は下記による。

管理技術者の場合

経験年数（年）	評価のウェイト
23～	1.0
18～22	0.9
13～17	0.7
～12	0.6

それ以外の場合

経験年数（年）	評価のウェイト
13～	1.0
8～12	0.8
5～7	0.6
～4	0.5

※評価点に評価のウェイトを乗じたものを点数とする。

## 主観評価（書類）

### （４）業務方針及び手法【55.0点】

#### （ア）業務の実施方針【30.0点】

業務実施方針の的確性・創造性・実現性を評価する。

提出された内容をふまえ、委員の主観評価により総合的に判断を行う。

評価の 着目点	評価事項	各委員の評価点					配点
		極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	
的確性 創造性 実現性	① 業務への取組体制	5	4	3	2	1	5点
	② 基本理念を実現する方法	15	12	8	4	2	15点
	③ 設計上の配慮事項	10	8	6	4	2	10点

#### （イ）業務の理解度・特定テーマに対する技術提案【25.0点】

提出された技術提案書をふまえ、委員の主観評価により総合的に判断を行う。

評価の 着目点	評価事項	各委員の評価点					配点
		極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	
理解度	業務内容・業務背景・ 手続の理解度	5	4	3	2	1	5点
的確性 創造性 実現性  4テーマ × 5.0点	特定テーマに対する 技術提案について、的確性（与条件との整合性 が取れているか等）、創造性（工学的知見に基 づく独創的な提案がされているか等）、実現性 （提案内容が理論的に裏付けられており、説 得力のある提案となっているか等）を考慮し て総合的に判断する。	5	4	3	2	1	5点

## 5 二次評価（技術提案書の評価）

提出された技術提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングの内容をふまえ、委員の主観的評価により総合的に判断を行う。

評価項目	評価の着目点		評価点		
		判断基準	小計	合計 (×8名)	
主観評価 (プレゼンテーション及びヒアリング)	業務の実施方針 (ア)	①業務への取組体制	5.0	110	880
		②基本理念を実現する方法	15.0		
		③設計上の配慮事項	10.0		
	業務の理解度 (イ)	業務内容、業務背景、手続の理解が高い場合に優位に評価する	20.0		
	特定テーマに対する技術提案 (イ)	特定テーマについて、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、創造性(工学的知見に基づく創造的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する	40.0 (4テーマ合計)		
総合評価 (ウ)	プレゼンテーション及びヒアリングの内容をふまえ総合的に評価する	20.0			
合計					880

## 主観評価（プレゼンテーション及びヒアリング）

(1) 委員による主観評価【110点】

(ア) 業務の実施方針【30.0点】

業務実施方針の的確性・創造性・実現性を評価する。

提出された内容をふまえ、委員の主観評価により総合的に判断を行う。

評価の 着目点	評価事項	各委員の評価点					配点
		極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	
的確性 創造性 実現性	④ 業務への取組体制	5	4	3	2	1	5点
	⑤ 基本理念を実現する方法	15	12	8	4	2	15点
	⑥ 設計上の配慮事項	10	8	6	4	2	10点

(イ) 業務の理解度・特定テーマに対する技術提案【60.0点】

提出された技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容をふまえ、委員の主観的評価により総合的に判断を行う。

評価の 着目点	評価事項	各委員の評価点					配点
		極めて 高い	高い	普通	やや 低い	低い	
理解度	業務内容・業務背景・手続の理解度	20	15	10	5	3	20点
的確性 創造性 実現性  4テーマ × 10.0点	特定テーマに対する技術提案について、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、創造性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に判断する。	10	8	6	4	2	10点

(ウ) 総合評価【20.0点】

プレゼンテーション及びヒアリングの内容をふまえ、取組意欲、業務の理解度等を加味した総合的な判断を行う。

評価事項	各委員の評価点					配点
	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い	
プレゼンテーション及びヒアリングの内容をふまえ総合的に評価する	20	15	10	5	3	20点

なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は受注意思がないものとみなし、原則として特定しないこととする。

ただし、やむを得ない理由で出席できないと判断される場合、出席できない旨及びその理由の書面での提出を認めることとし、その理由が妥当であると判断される場合は欠格とはしない。